

## ○東京海洋大学海洋工学部における転学部に関する取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、東京海洋大学学則第30条第3項の規定に基づき、海洋科学部に在学する学生が海洋工学部に転学部する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (転学部の受け入れ時期)

第2 転学部の受け入れ時期は、次のとおりとし、各年次とも学年の始めとする。

海事システム工学科

情報システムコース 3年次

海洋電子機械工学科

機関システム工学コース希望者 2年次

制御システム工学コース 3年次

流通情報工学科

2年次及び3年次

### (転学部できる学生)

第3 転学部できる学生は、次の各号に該当する者とする。

一 2年次に転学部する場合

イ 海洋科学部に1年以上在学した学生

ロ 33単位以上を取得した学生

二 3年次に転学部する場合

イ 海洋科学部に2年以上在学した学生

ロ 65単位以上を取得し、所属学科において東京海洋大学海洋科学部履修規則第18条の規定に基づく3年次進級要件を満たした学生

### (出願手続き)

第4 転学部を志望する学生は、所定の期間内に転学部願書を学長に提出するものとする。

### (選考方法)

第5 転学部を志望する学生の選考方法は、受け入れ学科において定めるものとする。

### (転学部の許可)

第6 転学部の許可は、受け入れ学科及び海洋工学部教務委員会（以下「委員会という。」）で選考の上、海洋工学部教授会の議を経て学長が決定する。

### (転学部前の既修得単位の取扱い)

第7 転学部を許可された学生の既修得単位の取扱いについては、受け入れ学科で協議し、委員会の議を経て決定するものとする。

### 附 則

この取扱要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年海洋大規第251号）

この取扱要領は、平成17年2月10日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

#### 附 則（平成20年海洋大規第251-2号）

この取扱要領は、平成20年6月25日から施行する。